

(4) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知) 第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法 第171条第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の 決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通	(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知) 第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、法 第171条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の 決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額の決定の通

知は、規則で定める通知書によって行う。

知は、規則で定める通知書によって行う。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。